

## 第31回パート・派遣など非正規ではたらくなかまの全国交流集会 in 神奈川におけるご宿泊について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび横浜市で開催されます「第31回パート・派遣など非正規ではたらくなかまの全国交流集会 in 神奈川」のご宿泊を弊社にてお取扱させていただくことになりました。

つきましては、下記をご参照いただき、別紙の「宿泊申込書」にてお申込頂きますようお願い申し上げます。

### 1、お申込

(1)申込方法：別紙「宿泊申込書」をご記入の上、FAXまたはメールにてお申込下さい。

#### ※申込書の記載について

- ・6名以上の申込がある場合はコピーしてご記入下さい。
- ・ご希望ホテルの記入欄には、第1希望のホテルから第3希望のホテルまで希望ホテルの番号を別紙宿泊施設参照の上、ご記入下さい。ホテルの予約部屋数に限りがあるため、予約は申込先着順とさせていただきます。なお、ホテルが満室になり次第、締め切りとさせていただきます。万が一満室の場合は、代替ホテルをご案内いたします。ツインご希望の場合は、申込書の備考欄にご記入ください。別途ご料金ご案内します。
- ・禁煙、喫煙につきましては、ご希望に沿えない場合がございますのでご了承お願いいたします。
- ・宿泊の取消、変更につきましては、速やかにFAX又はメールにてご連絡下さい。
- ・申込書は、必ずコピーして大会終了後まで保管して下さい。  
(キャンセル、変更された場合も、そのコピーを保管しておいて下さい。)

(2)提出先

(株)富士国際旅行社 (担当：小山)

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町 1-1-7 ヒューリックみなとみらい11F-4

TEL:045-212-2101 FAX:045-212-2201

E-mail:henshu@fits-tyo.com

(3)申込期限：2023年5月12日(金)

(4)書類発送：2023年5月中旬頃に予約確認書、請求書等を発送いたします。

(5)支払期限：2023年5月26日(金)

### 2、宿泊のご案内【募集型企画旅行契約にて承ります】

(1)宿泊日：2023年6月2日(金)、2023年6月3日(土)

(2)宿泊地：横浜市内

(3)最少催行人員：1名

(4)添乗員同行：なし

(5)日程表：(初日)ご自宅～(お客様負担)～各ホテル  
(最終日)各ホテル～(お客様負担)～ご自宅

※航空便のお手配も承ります。ご希望の場合はお申込書の備考欄に発着ご希望の空港・時間帯をご記入ください。

お時間・ご料金お調べし、旅行社よりご連絡いたします。お申し込み時の空席状況により、ご料金は変動いたします。

予めご了承ください。

(6) 宿泊施設

ホテル名	日時	宿泊料金 (シングル、税込、朝食付)
①コンフォートホテル横浜関内 または ②スーパーホテル横浜関内	6月2日(金)	9,500円
	6月3日(土)	14,000円
③東横イン横浜スタジアム前1 または ④東横イン横浜関内	6月2日(金)	9,000円
	6月3日(土)	10,000円

【各ホテルアクセス】

- ①コンフォートホテル横浜関内…横浜市営地下鉄「関内」駅3番出口より徒歩約1分
- ②スーパーホテル横浜関内…横浜高速鉄道みなとみらい線「日本大通り」駅3番口より徒歩約4分
- ③東横イン横浜スタジアム前1…JR京浜東北根岸線「関内」駅南口より徒歩約5分
- ④東横イン横浜関内…横浜高速鉄道みなとみらい線「日本大通り」駅1番出口より徒歩約3分

(7) 宿泊条件

- ①料金は大人1名あたり、1泊朝食付、税込、サービス料込です。
- ②取消の場合、下記の通り取消料が発生いたします。

～21日目	20日目 ～8日目	7日目 ～2日目	前日	当日 (旅行開始前)	当日 (旅行開始後)
5/11	5/12～5/25	5/26～5/31	6/1	6/2	6/2
無料	20%	30%	40%	50%	100%

※国内募集型企画旅行の条件書については別紙をご参照下さい。

- ③取消につきましては、弊社が受領した営業日・営業時間を基準として適用いたします。  
土・日・祝日や営業時間(10:00～18:00)外のお申出は、翌営業日での受付となります。  
※取消は手数料ですが、FAX又はメールにてご連絡をお願いいたします。

■旅行企画実施

株式会社富士国際旅行社 (観光庁長官登録旅行業第84号)

〒231-0062 神奈川県横浜市中区桜木町1-1-7 ヒューリックみなとみらい11F-4

TEL:045-212-2101 FAX:045-212-2201 E-mail:henshu@fits-tyo.com

担当者:小山 結希菜

総合旅行業務取扱管理者:西須 輝理

営業(受付)時間:10時00分～18時00分 ※土・日・祝日 休業

旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取扱う支店での取引に関する責任者です。この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱管理者にお尋ねください。また、詳しい旅行条件を説明して書面をお渡しいたしますので、事前にご確認の上お申し込み下さい。

# 国内企画旅行取引条件説明書面

## お申し込み

- (1) ご来店にてお申し込みの場合、所定の申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。(2つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。)  
\* 申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- (2) 電話等の適宜手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。

**■申し込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払い**  
①「申込書」にご記入の上、**株式会社富士国際旅行社**宛てにご郵送もしくはFAXでお送りください。  
②下記郵便口座に申込金(内金)20,000円をお振込みください。(2つが揃った時点で正式申し込みとなります。)

郵便口座 NO. 00140-4-39332  
加入者名 株式会社 富士国際旅行社

③**旅行費用残金は旅行開始日の16日目に当たる日より前にお支払いいただけます。**

- (3) お申し込み時18歳未満の方は、親権者の同意書が必要となります。

## 旅行代金

- (4) 旅行代金に含まれるもの  
各コースごとに明示した運送機関の運賃・料金(注釈の無い限り航空機は普通席)、宿泊費、食事代、消費税などの諸税、旅客施設使用料(空港により必要な場合)及び特に明示したその他の費用等。
  - (5) 旅行代金に含まれないもの  
各コースに含まれない交通費などの諸費用、個人的性質の諸費用、オプションプラン(別添料金)の代金等。
  - (6) 1人部屋追加代金は大人、子供一律、1名様のみです。
- ## 追加代金
- (7) 追加代金とは、①航空会社の選択、②航空便の選択、③航空機の等級の選択、④宿泊ホテル指定の選択、⑤1人部屋追加代金、⑥延泊による宿泊代金、⑦平日/休前日の選択により追加する代金をいいます。⑧出発/帰着曜日の選択

## 基準旅行代金

- (8) 申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加料金を含めた代金をいいます。

## 旅行契約内容代金の変更

- (9) ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送/宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運航計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い、旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- ②奇数人数でお申し込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けたとした旅行において、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解約したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解約したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

## 取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

- (10) お客様は、表記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。
  - ①当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
  - ②取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金にオプションツアーの追加代金を加えた合計額です。

## ■解除時期・取消料

- 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって  
20日目～8日目……………旅行代金の20%  
7日目～2日目……………旅行代金の30%  
旅行開始日の前日……………旅行代金の40%  
旅行開始日当日(旅行開始前)……旅行代金の50%  
旅行開始後または無連絡不参加…旅行代金の100%

## ※払戻期日

- ・開始前の解除……解除の翌日から換算して7日以内
  - ・開始後の解除……旅行終了日翌日から換算して30日以内
- ## 取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)
- (11) 下記の場合は取消料はいただきません。(一部別示)

- ①旅行契約内容に以下に例示するような重要な変更が行われたとき。
  - a. 旅行開始日又は終了日の変更
  - b. 入場する観光地、観光施設、その他の旅行の目的地の変更
  - c. 運送機関の種類又は会社名の変更
  - d. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
  - e. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
  - f. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継更又は経由便への変更
  - g. 宿泊機関の種類又は名称の変更
  - h. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## 当社による旅行契約の解除

- (12) 次の場合当社は旅行契約を解除することがあります。(一部別示)
  - ・旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき。
  - ・申込条件の不適合。
  - ・病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき。

## 当社の責任

- (13) 当社は当社または手配代行者がお客さまに損害を与えたときは損害を賠償いたします。

## お客様の責任

- お客様の故意または過失により当社が損害を被った時はお客様からの損害の賠償を申し受けます。

## 損害賠償

賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)また次のような場合は原則として責任を負いません。

- ・お客様が天災地変、暴乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## 特別補償

(14) 当社はおお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1,500万円、入院見舞金として入院日数により国内旅行2万円~20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円~10万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一列についての補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われない旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## 旅程保証

(15) 旅行日程下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に(T)の追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1、旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2、入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3、運送機関等の等級又は設備のより低い料金のものへの変更	1.0	2.0
4、運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5、宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
6、宿泊機関の客室の種類、設備、景観、その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
7、前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

注1・「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、旅行開始当日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2・4または6に掲げる変更が、1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として扱います。

注3・7に掲げる変更については、1から6までを適用せず、7によります。

## お客様の責任

(16) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## お客様の交替

(17) お客様は当社が承諾した場合、1人あたり5000円の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

## 事故等のお申出について

(18) 旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## 個人情報の取扱いについて

(19) 当社及び当社が指定する受託旅行業者は、お客様が旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込み、または旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社及び当社が提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。(2) 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。(3) アンケートのお願い。(4) 特典サービスの提供。(5) 統計資料の作成。に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(20) 当社は、当社が保有するお客様の個人データのうち、氏名、住所、電話番号又はメールアドレスなどのお客様へのご連絡にあたり必要となる最小限の範囲のものについて、当社グループ企業との間で、共同して利用させていただきます。当社グループ企業は、それぞれの企業の営業案内、催し物内容等のご案内、ご購入いただく商品の発送のために、これを利用させていただきます。

当社グループ企業の名称及び各企業における個人情報取扱管理者の氏名については、当社ホームページ(www.fits-tya.com)をご参照下さい。

◎当社は、かなる場合でも旅行の再実施はいたしません。

## 募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。